

社会保険未加入対策に関する団体意見(概要)

意見の概要	
①	<p>①保険加入事項を許可条件とすることを法令等に明確に位置付けた強い指導が必要。</p> <p>②下請指導の法令への追記は基本的になじまない、元請企業のみが法的責任を負うことになる。</p> <p>③保険加入状況の真実性の確認は困難、チェックを担保する制度・システム構築を工程表にも明示すべき。抽出方法等をガイドラインに明示されることを要望。</p> <p>④元請責任の範囲、通報基準、通報内容をガイドラインに明示すべき。</p> <p>⑤現場排除の措置は、保険加入が一定程度進捗した状況を踏まえて実施すべき。</p> <p>⑥立入検査の対象である「元請の確認、指導、通報」内容について、ガイドラインに明確に位置付けてほしい。また、試行段階を設け、ガイドラインの見直しを行っていきたい。</p> <p>⑦社会保険料相当額を見積額・予算に算入するなど必要。国としても発注者に理解を得られるための強い要請をお願い。</p> <p>⑧一人親方や偽装請負への対策に官民協力して取り組む必要がある。</p> <p>⑨許可申請時情報を許可担当部局が一元管理・開示し、進捗状況が公開させる仕組みを構築。</p> <p>⑩保険担当部局に対して、国交省からの情報をフォローするよう強く要請すべき。</p>
②	<p>○経営事項審査審査時に、保険未加入者を減点してでも評価する措置は辞め、公共工事に参入できないとの方針を示すべきではないか。</p>
③	<p>①労働福利費が別枠で支給されるよう法制度化すること。そのため、当面、労務費の別枠明示を見積・積算・契約で実施させること。</p> <p>②建設国保組合を活用し、厚生年金加入の促進をはかること。</p>
④	<p>①元請の受注段階で法定福利費を確保し、支払義務のある者に行き渡る仕組みを構築することが必要。</p> <p>②年金支給に25年加入が必要であること、保険関係事務に要する手間などを考慮して、運用面で無理のないよう工夫が必要。</p> <p>③次回更新時に加入していなければ更新を行わないとの条件付きで許可をするような方策は考えられないか。また、社会保険加入業者名を公表する仕組みについて検討をお願いします。</p> <p>④最終段階で、未加入作業員の現場入場を認めないとの対応が求められているが、具体的にはどのような措置を執ることを想定されているか。</p> <p>⑤工程表の中間段階で、進捗状況がどこまで進んでいれば次の段階に進むのか、明らかにする必要がある。また、先行的に着手するのは、国交省事業で大規模な事業に限定するべきではないか。</p>

社会保険未加入対策に関する団体意見(概要)

意見の概要	
⑤	<p>①すべての技能者を加入させることに全面的に賛成。しかし、元請との契約において、法定福利費が実質的に削除されている現状のまま、対策が実施されることは強く反対。</p> <p>②契約価格とは別枠で、法定福利費相当額が確実に下請・技能者へ支給される仕組みを確立していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請法定福利費の発注者負担の明確化 ・下請の法定福利費を、発注者から元請を通じて下請へ確実に支給 ・保険料を下請へ支給する仕組みとしての別枠支給方式の採用(一般価格の中の法定福利費を取り出し、別枠で表示) ・保険料相当額を下請が収受し、下請が本来の納付方法に基づき保険料を納付 <p>③保険料相当額の算定方法として、例えば労災保険料の算出方法を援用した簡易な算出方法を検討、開発し採用していただきたい。</p> <p>④保険料相当額の簡易算定方式の採用(工事価格×労務費率×保険料負担率による算定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元請から発注者、下請から元請に対する保険料相当額の請求方法(見積書に別枠表示し、保険料相当額を確定させて契約。価格交渉の対象外とするルールを約款等において確立。) <p>④保険料相当額が支払われているかどうかの確認方法の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別現場における施工体制台帳・労働者名簿等の確認を通じた立入検査を行うことや、建設現場ごとに元請による確認作業を行うことは、事務手間が膨大。 ・元請の内勤部門が、下請会社台帳を作成し、保険加入状況を確認し、指導を行うことを提案。 ・別枠給付が浸透するに伴い、保険加入が進めば、未加入技能者は自ら保険加入会社を選択するので、個別技能者の加入状況を詳細に確認する必要はない。 ・発注者や元請による保険加入会社に対する指定発注制度、優先発注制度の制定、識別マーク付与、優良会社名の公開、表彰制度の充実等の様々なインセンティブ制度により、加入を推進させればよい。
⑥	<p>①建設業許可・更新の条件とすることが考えられる。</p> <p>②見積・契約時に、保険加入状況を保険料の納付書により確認する方法が現実的。また、就業規則、雇用契約書等への明記を確認するとともに、記載を促進することが考えられる。正確な法定福利費の見積・精算のチェックを行うことは大変。</p> <p>③法定福利費のみを分離し計上することは困難。法定福利費を含む諸経費を別途明示する方法が適当。単価内訳を明確にするよう国からの指導をお願いしたい。</p> <p>④機関紙・HPの活用による周知・情報発信や現場における周知活動等の多様な取組を行うことが重要。</p> <p>⑤公共事業労務費調査において、労働者の保険加入状況を把握し、労務単価に適切に反映されることが必要。</p> <p>⑥ダンピングが生じるような状況下において、保険加入対策の実施について業界に過重な責任・負担を担わせることには無理があるのではないかと。</p>
⑦	<p>①法定福利費の確保策について、工事費に対して一定の割合で生じる諸経費(安全経費等)に含めて取扱方式を浸透させることが望ましいのではないかと。かかる諸経費を適正に支払うよう、国・行政から元請業者への徹底した指導を願いたい。</p> <p>②建設業許可を持たずとも建設業を営む小規模業者への指導・チェックの方策は必要。</p> <p>③未加入のまま高齢となった技能者、これから加入しても給付が見込まれない技能者を有する事業者への指導については、何らかの配慮が必要。</p>
⑧	<p>①見積に法定福利費として別途に計上し、確実に支払われる仕組みの構築が不可欠。</p> <p>②導入の時期について、業界の現状を理解し、十分に余裕のある進め方が望ましい。</p>

社会保険未加入対策に関する団体意見(概要)

意見の概要	
⑨	<p>①建設業許可や入札参加の条件とすることは盛り込まれていないが、現状の業者への配慮からか、制度的な限界があるのか。加入しないとどうなるのかという明確な基準が必要。</p> <p>②建設業許可・更新の際に、経審と同様の書類を提出することとなるが、経審の結果通知で保険加入が確認できれば省略可という運用は考えているか。</p> <p>③就労履歴管理制度の検討においては、この就労履歴で要件を満たしていれば専任技術者の要件を満たすものとする仕組みを検討しているか。</p>
⑩	<p>①保険未加入会社を排除する姿勢が必要。許可若しくは経審の際に指導すれば、元請から下請に強制は如何なものか。</p> <p>②地方では、農閑期若しくは漁業の合間に臨時雇用することが多い。その際には「国民健康保険・年金」の対象となり、今回の対策によって明確に区分してほしい。</p> <p>③本来は協会けんぽ、健保組合とうに加入すべき。暫定措置として、下請の負担増にならず、従業員自信の為になる「国民健康保険・年金」でも可能としたらよいのではないか。</p> <p>④「不良不適格業者の排除」に「発注者責任」をもって、入札・契約制度の改善に取り組んでほしい。</p> <p>⑤「前払い保証料」、「履行保証料」、「瑕疵担保保険料」の負担金は、経費率に含めず、契約額の外枠として計上していただきたい。</p>
⑪	<p>①一人親方が増加することが危惧され、社会保険部局との連携が必要。</p> <p>②入札・契約制度等を見直す際は、労働者の「安全」と「福利厚生」に配慮願いたい。</p>